

船橋市教育委員会会議 2月定例会会議録

1. 日 時 令和5年2月6日(月)
 開 会 午後 2時00分
 閉 会 午後 3時21分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 教 育 長 松 本 淳
 教育長職務代理者 鳥 海 正 明
 委 員 小 島 千 鶴
 委 員 朝 倉 暁 生
 委 員 蓮 池 政 貴
4. 出席職員 管理部長 森 昌 春
 教育次長 村 田 真 二
 学校教育部長 磯 野 護
 生涯学習部長 三 澤 史 子
 教育総務課長 五十嵐 正 樹
 施設課長 安 藤 明 宏
 学務課長 野 木 英 表
 指導課長 茂 木 義 久
 保健体育課長 高 橋 和 宏
 総合教育センター所長 仲 臺 和 浩
 市立船橋高校事務長 須 藤 伸 也
 社会教育課長 牟 田 重 実
 文化課長 松 田 修
 青少年課長 池 田 直 樹
 生涯スポーツ課長 高 橋 伸 行
 中央公民館長 関 根 努
 西図書館長 柴 山 和香子
 文化ホール館長 高 橋 頼 子
 郷土資料館長 金 子 俊
 青少年センター所長 山 岸 秀 規

5. 議 題

第1 議決事項

議案第1号 令和5年度職員（船橋市立船橋高等学校の校長及び職員を除く）の
人事異動方針について

議案第2号 令和5年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第3号 令和5年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第4号 令和5年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第5号 令和5年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第6号 令和5年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

第2 報告事項

- (1) 令和4年度夢を育む虹のコンサートについて
- (2) プラネタリウム館特別投映について
- (3) 令和4年度市所蔵作品展について
- (4) 令和4年度船橋市西図書館所蔵資料展「貴重資料蔵出し展」
- (5) 「日本の美を今に活かした作品展」（海神中学校美術部生徒による作品展示）
- (6) 金杉台中学校の統合に向けた検討状況報告について
- (7) 令和5年第1回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (8) いじめの重大事態の認知に係る報告について
- (9) いじめの重大事態の認知に係る報告について
- (10) いじめの重大事態の認知に係る報告について
- (11) その他

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから教育委員会会議2月定例会を開会いたします。

それでは、議事に入りますが、議案第2号、議案第3号の一部、議案第4号、議案第5号及び報告事項（6）、報告事項（7）につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第4号に、議案第3号の一部、議案第6号及び報告事項（8）から報告事項（10）につきましては、同規則第12条第1項第3号に該当しますので、非公開としたいと思います。

また、議案第3号、議案第6号及び報告事項（8）から報告事項（10）につきましては、関係職員以外の職員には退席願いますことから、同規則第7条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項（11）の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、はじめに、議案第1号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第1号「令和5年度職員（船橋市立船橋高等学校の校長及び教員を除く）の人事異動方針について」ご説明いたします。

資料は本冊の5ページになります。

人事異動を行うに当たり、次のとおり4つの方針を定めました。

まず1点目でございますが、行政効果を高め、活力と調和のある行政運営が行われるよう適材適所の人事を推進してまいります。

2点目でございますが、行政運営の適正化を図るため、管理能力及び指導能力等に優れた適格者の登用に努めてまいります。

3点目でございますが、行政組織の充実、刷新及び職員の意欲の向上を図るため、人事の更新に努めてまいりたいと考えております。特に、市費負担学校職員、これは学校に配置されている市費の栄養士、学校事務、給食調理員、用務員、理科実験事務員等おりますが、学校教育の一層の充実と、経営効率の向上を図るため、原則として同一校におおむね5年を目安として、また、新規採用者についてはおおむね3年勤務する者を中心に積極的に異動を推進してまいりたいと考えております。

4点目でございますが、行政における様々な課題に対応するため、いわゆる専門職、例えば学芸員であるとか、司書、考古などの専門的な知識等を有する職員を引き続き配置してまいりたいと考えております。

以上となりますが、前年度の職員の異動方針と変更はございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

説明は以上になります。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号「令和5年度職員（船橋市立船橋高等学校の校長及び教員を除く）の人事異動方針について」を、採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

それでは、異議なしと認めます。

議案第1号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第2号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第2号について、教育総務課より、令和5年度教育費予算について、ご説明いたします。

資料は別冊1になります。

別冊1の28ページをご覧ください。

令和5年度の一般会計歳出予算額は、本年度予算額の列の一番下で、2,239億円となっています。そのうち、教育費の予算額はしたから3行目になりますが、259億2,220万円で、令和4年度当初予算額から約13.5億円の増額となっております。前年度との比較は、65ページの教育費以降をご覧ください。

特に増減の大きいものとしまして、68ページ、15項小学校費が約2.8億円の増額、70ページ、20項中学校費が約3.3億円の増額となっております。主な増額の理由といたしましては、電気、ガス代の高騰によるものでございます。

80ページ、40項保健体育費をご覧ください。

こちらは約4.8億円の増額となっております。主な理由といたしましては、法典公園の施設整備や小学校給食の業務委託のための費用によるものです。

続きまして、主な事業について、予算参考資料を基にご説明いたします。

114ページ、115ページをご覧ください。

以降、太字の部分を中心に順に説明いたします。

まず、学校運営協議会運営費です。令和4年度に4校で開始した学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を45校に拡大して設置するものでございます。

次に、適応指導教室運営費です。峰台小学校で開設している不登校児童・生徒を支援する教室ひまわりに加え、令和6年4月から新たな教室を古和釜中学校に開設するため、改修等を行うものでございます。

次に、プラネタリウム投映費のうち、投影機等賃借料です。こちらは老朽化した投影機及び座席を改修するものでございます。

次に、116ページ、117ページの太字の部分をご覧ください。

まず、特別支援教育指導費です。支援学級の過密状況や保護者のニーズを考慮し、自閉症、情緒障害特別支援学級を新規に5校、二和小、芝山西小、古和釜小、湊中、葛飾中に開設するものでございます。

次に、文化クラブ対外行事参加費補助金です。小・中学校の文化クラブの大会参加に伴う交通費等の助成に加え、関東大会以上に出場する学校に対し、楽器等の運搬に係る経費を助成するものでございます。

次に、スクールソーシャルワーカー配置事業費です。児童・生徒が抱える諸課題を福祉の面から解決する役割を担う、スクールソーシャルワーカーが学校とより連携して支援に取り組めるよう勤務日数を拡大し、中学校等を拠点に週1回勤務できる体制を整えるものでございます。

次に、学校バス管理費のうち、スクールバス安全装置購入費です。スクールバスに置き去り防止装置を購入し、小学校のスクールバスに導入するものでございます。特別支援学校のスクールバスに導入するものにつきましては、120ページ、121ページにも記載がございます。

次に、学校管理諸経費のうち、携帯電話賃借料です。校外などから使用する携帯電話として、各小学校に1台配置するものでございます。中学校への携帯電話の配付については、118、119ページ、高等学校及び特別支援学校への携帯電話の配付につきましては、120ページ、121ページに記載がございます。

続きまして、120ページ、121ページをご覧ください。

上から2段目、学校建設諸経費です。老朽化した海神中学校の北東校舎について、同校敷地内での建て替えに向けて、設計に着手するものでございます。

次に、学校運営費のうち生徒用タブレット端末賃借料です。市立高校でのGIGAスクール構想の実現に向け、生徒1人1台端末の整備を行うものでございます。

次に、122、123ページの太字の部分になります。

まず、文化活動普及事業費です。子どもたちが質の高い文化、芸術を鑑賞、体験できるように、市内学校へ芸術家等を派遣するものでございます。

次に、文化・スポーツ公社補助金です。文化・スポーツ公社が行う小学校での対話型鑑賞教育授業や美術体験講座の事業費を助成し、また、安定的な法人運営のために法人会計への助成を行うものでございます。

次に、124、125ページの太字の部分をご覧ください。

公民館整備費のうち、東部公民館大規模改修工事です。東部公民館の老朽化に伴い、東部公民館での大規模改修工事を令和5年度、6年度で実施するものでございます。

次に、126、127ページの太字の部分をご覧ください。

学校体育活動事業費のうち、大型冷風機の購入についてです。夏季の熱中症対策及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、小・中・高、特別支援学校の体育館、武道室等に大型冷風機を設置するものでございます。

次に、128、129ページの太字の部分になります。

まず、障害者スポーツ振興費のうち、サウンドテーブルテニス用卓球台整備です。障害者のスポーツ振興や、誰もが楽しめるパラスポーツの振興のため、総合体育館船橋ア

リーナにサウンドテーブルテニス用の卓球台を設置するものでございます。

次に、スポーツ健康都市推進事業費です。スポーツ健康都市宣言40周年を記念し、各種スポーツ事業の活性化や市民同士が交流できるイベントの実施等、スポーツに触れ合える環境づくりを行うものでございます。

以上が、教育費に関する令和5年度当初予算案の概要でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。なお、各事業に関するご質問につきましては、事業を所管する各所属長よりお答え及びご説明をさせていただく予定でございます。

説明は以上でございます。お願いたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【小島委員】

質問は2点です。

115ページのプラネタリウム館の管理運営に係る経費で、老朽化した投影機及び座席の改修ということですが、現在使われているのがいつの時代に導入されているものなのかという質問です。

もう一点が、117ページ、携帯電話賃借料、校外から使用する携帯電話ということなのですが、どういうときに使われることを想定しての導入なのか、現状、実施しているなかで不都合があるので導入が必要ということなのか、教えていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

【総合教育センター所長】

プラネタリウム館についてご説明します。

プラネタリウム館開所以来、35年経過しておりまして、このプラネタリウム館の投影機、座席については、35年間使用しているという状況になります。今回、改修をするということになります。

【学務課長】

携帯電話の校外からの使用につきまして、まず想定している内容としましては、修学旅行や校外学習に行って、緊急で連絡を取る場合に使用するという。また、けがをして病院に付き添った場合、そちらから保護者への連絡等を考えております。また、現在につきましては、例えば修学旅行であれば、向こうから、修学旅行先、校外学習先から学校に一度連絡をして、保護者に連絡をするというような形を取っておりますので、直接連絡を取れるというような形を想定しております。

以上です。

【教育長】

それでは、ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第2号「令和5年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を、採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第2号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第4号について、文化課、説明願います。

【文化課長】

別冊1、205ページをご覧ください。

船橋市文化振興基金条例の一部を改正する条例についての説明となります。

船橋市文化振興基金は、一般財団法人吉澤野球博物館からの寄附金をもとに、平成28年3月に設置したものです。平成28年度からは、船橋市の文化芸術のために有効活用してほしいとの寄附者の意向の下、学校にアーティスト等を派遣し、体験授業を行う文化活動普及事業を行っています。しかしながら、当初は基金の運用益を活用し、事業を実施する予定でありましたが、運用益だけでは実施が困難なことが判明し、事業費を一般財源から充当せざるを得ない状況が続いています。

このよう中、令和4年3月に策定した第2次船橋市文化振興基本方針、これに基づき、基金を有効に活用し、文化振興を図る事業を推進していくために、基金の額を取り崩して事業費とする運用に変更する必要がある、改正を行うものです。

主な改正内容は、第2条を基金の額から積立ての規定に改正すること。これにより、基金額を一定額に定める必要がなくなります。

また、第4条の運用益金の処理に基金への編入を規定することにより、第6条処分の基金の原資を活用する規定に沿って事業を行えるようになります。

説明は以上となります。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

それでは、議案第4号「令和5年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を、採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第4号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第5号について、郷土資料館、説明願います。

【郷土資料館長】

それでは別冊1、209ページをご覧ください。

議案第32号「船橋市博物館条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

国において、近年博物館に求められる役割が多様化、高度化していることを踏まえ、博物館法の一部を改正する法律、令和4年法律第24号が公布されました。その主な内容は、博物館の設置主体の多様化を図りつつ、その適正な運営を確保するために、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録要件等を見直すというもので、令和5年4月1日施行となります。

この博物館法の改正に伴い、影響を受ける船橋市博物館条例は、第1条と第8条の2か所となります。

まず1つ目は、条例第1条の条例の設置根拠を改正するものです。博物館設置の根拠となる現行の博物館法第18条の規定が削除されるため、条例中の同規定を削除するとともに、今後も博物館法第2条第1項に規定される博物館を設置することを規定するものです。

2つ目は、条例第8条の博物館協議会の設置根拠、現行の博物館法第20条の条ずれを修正し、改正後の博物館法第23条に直すというものでございます。

なお、施行期日は博物館法と同じく、令和5年4月1日となるため、令和5年第1回

船橋市議会定例会に上程するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

【教育長】

それでは、議案第5号「令和5年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第5号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項（1）から報告事項（5）につきましては、定例の報告事項でございするため、説明を省略したいと思います。何かご意見、ご質問等ございますか。

それでは続きまして、報告事項（6）について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

報告事項（6）金杉台中学校の統合に向けた検討状況報告について、ご報告いたします。

資料は別冊2の3ページになります。

まず、（1）金杉台中学校の統合後の管理についてでございます。

金杉台中学校統合後の跡地活用に関しては、現時点では決まっておりませんが、令和5年度につきましては、統合後の金杉台中学校には使用していた備品などが残されており、その整理を行う必要があることから、教育委員会において管理いたします。

また、備品などの整理と併せまして、令和2年3月5日の教育委員会会議にて議決いたしました金杉台中学校の統合方針を踏まえ、御滝中学校が部活動の場として金杉台中学校のテニスコートを含む運動場及び武道室を使用することといたしました。そのうち、運動場につきましては、御滝中学校が使用しない時間帯で、週2日程度市立船橋高等学校女子サッカー部が使用することといたしました。これは、市立船橋高等学校女子サッ

カー部が、練習場の一つとして使用している法典公園、グラスポが令和5年度に改修工事に入る予定のため、その間の代替練習場として使用するものでございます。

なお、学校が部活動で使用しない時間帯につきましては、運動場及び武道室を学校開放事業として学校開放団体に開放いたします。

次に、2統合後の中学校の入学についてです。

昨年7月の教育委員会会議で議決いただきましたとおり、統合に伴い通学区域規則を改正しましたので、その内容を載せた統合準備会だより第9号を9月に発行し、統合に関する小学校、中学校を通して保護者に配布することで、統合後は御滝中学校の学区となることを周知しておりました。

また、今年の1月中旬には、令和5年度の新1年生に御滝中学校への入学通知を送付いたしました。

最後に、3金杉台中学校閉校イベントについてです。

こちらにつきましては、後ほど校長からのご案内を委員各位にはお渡しする予定でございます。

金杉台中学校が主催いたしますイベントの概要でございます。

令和5年3月26日の日曜日の午前中に、金杉台中学校の卒業生や保護者、そして地域の方々が、金杉台中学校の52年間の思い出を共有できる場を設けることを目的に、金杉台中学校を開放するイベントを実施する予定でございます。

イベントでは、3月10日の卒業式の後に行われます閉校式の式典の場で上映するこれまでの金杉台中学校の歴史をまとめた動画をご覧いただけるコーナーや、当日来場する方々は構内を自由に見学できるほか、地域の方々のご協力を得まして、キッチンカーなどによる飲食販売を計画しているとのことでございます。

金杉台中学校校長からは、教育委員の皆様におかれましては、ご多忙のこととは存じますが、お時間がございましたら、ぜひご観覧いただければとのことございました。

令和5年4月1日の金杉台中学校、御滝中学校の統合に向け、残すところ2か月を切りましたが、金杉台中学校御滝中学校、そして統合準備会の協力を得ながら、教育委員会各課において引き続き準備を進めてまいりたいと思います。

教育総務課からの報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【蓮池委員】

大変いいイベントで、最後の思い出づくり、しっかりとやっていただきたいと思うんですが、先ほどご説明の中で、中学校主催というふうにおっしゃっていたんですが、地域連携等で、実行委員会を組まれて準備されるとかではなく、あくまでも学校の主催と

いうことで行う形よろしいですか。

【教育総務課長】

学校とお話をしまして、学校といたしましては地域には恩返しをしたいというか、学校のほうの発案でやらせていただくということで伺っております。

以上でございます。

【蓮池委員】

ありがとうございます。

【教育長】

そのほかに何かございませんか。

それでは続きまして、報告事項（7）について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

報告事項（7）令和5年第1回船橋市議会定例会の提出予定の議案に関する説明をさせていただきます。

資料は引き続きまして、別冊2の5ページ、6ページになります。

船橋市立湊町小学校における学校事故に伴う専決処分の報告についてご説明させていただきます。

本件事故につきましては、令和4年9月16日に、船橋市立湊町小学校において、市職員が刈り払い機での草刈り作業中に跳ねた小石が駐車中の相手方乗用車に当たり、損害を与えた事故になります。

市職員は用務員であり、相手方につきましては、同校に勤務する教員になります。

令和4年11月17日に相手方と円満に示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたところでございます。

賠償額といたしましては、38万3,200円、損害賠償金の支払いなどにつきましては、事故処理が完了しております。

2月14日開会予定の令和5年第1回船橋市議会定例会において、地方自治法第180条第2項の規定に基づきまして、専決処分の報告をいたしますことから、今回の教育委員会会議2月定例会にてご報告させていただくものでございます。

なお、さきの教育委員会会議11月定例会にてご報告いたしました船橋特別支援学校高根台校舎における事故、そして、今回の事故を受けまして、草刈り作業時の注意事項を各学校へ文書通知するとともに、昨年10月24日に行われました校長会議において、各校長へ注意喚起をいたしました。

再発防止策といたしましては、刈り払い機を人や車の周辺で使用することを禁止する

シールを作成し、各学校へ配付し、刈り払い機に貼付するよう指示をしております。

さらに、先週2月2日に開催されました教頭会議におきましても、改めて注意喚起を行いました。その際、刈り払い機を使用した草刈り作業を安全に行うために、作業を行う職員の注意だけに頼るのではなく、作業は極力校内に人がいない日時とするなど、学校において可能な限り安全に配慮したスケジュールを立てて、草刈り作業を行うことや、草刈りを行う場合は、その周辺も含め駐車禁止とすることなどを提案し、学校全体での協力体制を取るよう指示していることを併せてご報告申し上げます。

説明は以上になります。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【教育長】

続きまして、報告事項（11）その他で何か報告したいことがある方は報告願います。

【社会教育課長】

資料はございませんが、12月の定例会でお話いたしました自主夜間中学校ふなランですが、2月2日に予定どおり開校することができました。当日は小学生から70歳代の方まで、12名の参加がありまして、それぞれが学びたい日本語、英語、算数など、グループに分かれて講師の方々と生徒さん皆さんが今後やっていきたいこと。あと、今困っていることなんかを話し合っって情報交換を行っていました。

参加した方からは、「講師の方がとても親身になってお話を聞いてくれて、来るのが心配だったけれども、来週も絶対に来ます」とか、「とても楽しかった、もっといろいろな人と交流したい」という声も聞くことができたところでございます。

今後も生徒の皆さんが安心して学べる居場所となることを目指すとともに、新たな一歩を踏み出せるよう応援してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

【文化課長】

文化課からは、昨日行われた千人の音楽祭についてご説明させていただきます。

昨日、3年ぶりの開催ということで、千人の音楽祭を開催させていただきました。蓮池委員にもお越しいたぎまして、本当にありがとうございます。

人数としては、来場者の方、2,030人の方がお越しいただきまして、音楽のまち船橋を発信できたと考えております。

まだ集計してはいないんですけども、3年ぶりの開催ということで、いろいろ聞こえてくる声の中で、結構感動したという声はかなり聞こえてきまして、いいイベントになったのではないかと考えております。

もし、見損なった方がいらっしゃいましたら、3月5日に、ケーブルテレビのJ:COMで90分番組が放送されます。20時からということで放送されますので、ぜひそちらのほうご覧いただければと思います。

報告は以上となります。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

その他に何か報告したいことがある方。

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、議案第3号の審議に入りますが、指導課に関する案件につきましては、関係職員のみのお出席とさせていただきますことから、施設課より順に説明後、指導課の案件に入る前に、そこまでの内容について、ご意見やご質問をお伺いいたします。その後、関係職員以外の職員が退出し、指導課からの説明が終わりました後に、指導課に関する案件についてご意見やご質問をお伺いし、最後に議案第3号の採決を取らせていただければと思います。

それでは、施設課より順に説明願います。

【施設課長】

それでは議案第3号「令和5年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取」のうち、令和4年度補正予算の施設課について、ご説明いたします。

国の令和4年度補正予算による国庫補助金を活用するため、令和5年度に実施を予定している改修工事などを、令和4年度補正予算に計上し、全て令和5年度に繰越明許するものでございます。

資料別冊1の186、187ページをご覧ください。

上段から、小学校の外壁改修など、校舎や体育館の改修工事や、設備機器の改修工事でございます。

続いて、188、189ページをお願いします。

上段が小学校のフェンス、門扉改修工事でございます。2段目以降が中学校の外壁改修など、校舎や体育館の改修工事になります。

続いて、190、191ページをお願いします。

上段及び2段目が中学校の設備機器や下水道接続などの工事でございます。

3 段目につきましては、特別支援学校の体育館トイレなどの改修工事でございます。
今回、施設課の補正予算の総額は1 1 億 6, 3 5 5 万 1, 0 0 0 円でございます。
施設課からは以上でございます。

【保健体育課長】

保健体育課からです。

別冊 1、資料の 1 8 6 ページ、1 8 7 ページをお願いします。

ただいま施設課からありました中の保健体育科分です。

内容は、老朽化している体育館内のバスケットゴール改修に係る内容となります。

国の令和 4 年度補正予算による財源、国土強靱化関連事業等の財政支援制度を活用し、老朽化している体育館内のバスケットゴール改修に係る経費について予算要求いたします。

今まで整備を行ってきた学校と同様に、令和 5 年度以降、老朽化しているバスケットゴールについて、計画的に改修を行っていきたいと考えております。対象校は小栗原小学校、習志野台第一小学校、法典小学校、葛飾小学校、八栄小学校の 5 校で、補正額は 1 億 5, 5 5 8 万 4, 0 0 0 円です。令和 4 年度 3 月補正で予算要求し、議会の承認を得た後に、費用の全額を令和 5 年度に繰越し、令和 5 年度に整備を行う予定です。

保健体育課からは以上でございます。

【文化課長】

文化課からは、補正予算 2 件の議案について、ご説明いたします。

最初に別冊 1 の 1 9 0、1 9 1 ページをご覧ください。

社会教育総務費の中の、文化振興基金積立金についてです。

船橋市文化振興基金は、文化振興基金条例改正のところでもご説明しましたとおり、平成 2 8 年 3 月に一般財団法人吉澤野球博物館より、土地、建物、資料、残余財産の寄附を受け、約 1 億 5, 0 0 0 万円の原資をもとに設置したものです。

令和 4 年 1 2 月に、旧吉澤野球博物館の土地を売却したことにより、2 億 6, 0 3 4 万円の売払い収入が生まれました。

この金額を令和 4 年度中に文化振興基金に積み立て、充当するために歳出補正を行うものです。これにより、文化振興基金の積立金は、合計で 4 億 2, 3 2 9 万 1, 3 8 6 円となり、令和 5 年度以降の文化振興施策に活用してまいります。

続きまして、1 9 2、1 9 3 ページをご覧ください。

文化施設費の中の市民ギャラリー管理運営費と、茶華道センター管理運営費のところをご覧ください。

両施設の指定管理者に対する増額についての説明となります。今回は電気料金、ガス料金の高騰により、経費が増えてしまっている指定管理者に対し市民サービスの安定的

提供の観点から、企画財政部より示された補償の考え方に沿って年間の指定管理料を増額するものでございます。

補正額の算定方法は、令和4年度の電気ガスの年間使用量に、令和4年度に実際に負担した電気ガス料金の単価から令和4年度の事業計画時における電気、ガス料金の単価を差し引いた、増えた単価額、これを掛け合わせて高騰分の料金を算出します。

これにより算出した額ですが、市民ギャラリーは166万4,000円となり、茶華道センターは24万5,000円となります。両施設合わせて190万9,000円を指定管理者である公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社に対し指定管理料の増額を行っていきたいと考えております。

説明は以上となります。

【生涯スポーツ課長】

続きまして、生涯スポーツ課でございます。

資料同じく192、193ページです。

文化課から説明があったものと同様、生涯スポーツ課で所管します体育施設の電気、ガス料金の値上がりによる不足分を補正し、指定管理料を増額するものでございます。

総合体育館の管理費、船橋市アリーナですが2,664万7,000円、運動公園管理運営費で船橋市の夏見にあります運動公園の管理運営費が667万3,000円、法典公園の管理運営費が220万8,000円、さらに武道センターの管理費といたしまして、武道センターが60万1,000円となっております。

生涯スポーツ課からは以上でございます。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、ここまでの内容で何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、指導課の案件の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席願います。

議案第3号「令和5年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」は、指導課から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第6号について、指導課、説明願います。

議案第6号「令和5年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」は、指導課から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、報告事項（８）、（９）については、指導課より一括して報告後、ご意見、ご質問をお伺いさせていただきます。

それでは指導課、報告願います。

報告事項（８）「いじめの重大事態の認知に係る報告について」及び報告事項（９）「いじめの重大事態の認知に係る報告について」は、指導課長から報告があった。

【教育長】

それでは続きまして、報告事項（１０）につきまして、指導課、報告願います。

報告事項（１０）「いじめの重大事態の調査結果に係る報告について」は、指導課長から報告があった。

【教育長】

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議２月定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後 ３時 21分閉会